

介護老人保健施設サルビア

短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護運営規程

第1章 施設の目的及び運営方針

(目的)

第1条 この規程は、医療法人社団英世会が開設する介護老人保健施設サルビア（以下施設という。）の運営管理に必要な事項を介護保険法（平成9年法律第123号。以下法という。）及びその関係法令の基準原理に基づき定める。

(運営方針)

第2条 施設は、第1条の目的を達成するため次のことを方針として運営されるものとする。

1. 高齢者の自立を支援し、その家庭への復帰を目指す。
2. 介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業所、そのほか保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的なサービス提供を受ける事が出来るように努める。
3. 明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視する。
4. 介護者の支援を行う。
5. 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービス提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。
6. ハラスメント対策の強化
 - 一 当施設では、職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を、別に定める医療法人社団英世会の就業規則「就業規則」（以下「就業規則」という）にて明確化し、職員に啓発し、苦情相談窓口を定め、職員へ周知する。
 - 二 カスタマー・ハラスメントを防止するために、適切に対応する体制を整備していく。

第2章 職員の定数、職種及び職務内容

(職員の定数)

第3条 業務に従事する職員は、次のとおりとする。

- | | |
|----------------|---------|
| 1. 管理者（施設長・医師） | 1. 7名以上 |
| 2. 看護職 | 16名以上 |
| 3. 介護職 | 39名以上 |

4. 支援相談員	2名以上
5. 理学療法士・作業療法士	2名以上
又は言語聴覚士	
6. 事務長	1名
7. 事務職員	2名以上
8. 薬剤師	常勤換算 0.6 分を調剤薬局に委託
9. 管理栄養士	1名以上
10. 介護支援専門員	2名以上
11. 調理員	外部委託

(職務の内容)

第4条 職員の職務内容を次のとおりとする。

- 管理者（施設長）は、施設の業務を総括し執行する。
- 医師は、施設利用者の健康管理及び医療に適切な処置を講ずる。
- 看護職は、医師の指示を受け利用者の保健衛生並びに看護業務を行う。
- 介護職は、医師の指示を受け利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
- 支援相談員は、利用者・家族等に相談指導業務を行う。
- 理学療法士又は作業療法士は、医師の指示を受け利用者等に対する機能訓練業務を行う。
- 事務員は、施設における庶務及び経理等の事務を行う。
- 薬剤師は、医師の指示を受け薬剤業務を行う。
- 管理栄養士・調理員は、医師の指示を受け栄養、給食業務を行う。

第3章 入所等の定員

(定員の遵守)

第5条 施設の定員は、入所 165 名とし、定員を超えて入所させることはできない。
また療養室以外に入所させてはならない。

第4章 利用者等に対する施設療養・その他サービス内容

(勤務体制の確保)

第6条 施設は、利用者に対し適切な施設療養その他のサービスを提供できるよう、職員の勤務体制を定めておかなくてはならない。

- 施設は、当該施設の職員によって施設療養を提供しなければならない。
- 施設は、職員の資質向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(退所)

第7条 予定された短期入所期間の途中でも、次の場合には退所の措置とする場合がある。

- (1) 利用者または家族から退所の申出があったとき。
- (2) 利用者が無断で退所し、復帰の見込みがたたないとき。
- (3) 利用者に病気治療の必要が生じたとき。
- (4) 利用者が死亡したとき。
- (5) 入所が決められた規律に従わなかったり、禁止行為を行うなど、共同生活の秩序を乱すことがあった場合で、それに対し施設が適切な指示・指導を行ったにも関わらず、さらにそれに従わないとき。

(受給資格等の確認)

第8条 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護サービスの給付を受けることがあるものは、要支援・要介護認定を受けている被保険者に限る。利用申し込み開始に際し、要支援・要介護認定の有無の確認及び要支援・要介護認定の有効期間を確認する。

(健康手帳への記載)

第9条 施設は、利用者に対し提供した短期入所療養介護に関して、その記録を利用者の健康手帳の医療に係るページに必要な事項を記載しなければならない。

(短期入所療養介護の取扱方針)

第10条 短期入所療養介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式および生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようするために支援するものとして提供する。

2. 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、介護老人保健施設の医師は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかつた理由を診療録に記載しなければならないものとすること。
3. 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、以下の措置を講じる。
 - 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に十分に周知徹底を図る。
 - 二 虐待の防止のための指針を整備する。
 - 三 職員に対し、虐待の防止のための研修を年に2回以上実施し、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修も行う。
 - 四 虐待の防止に関する措置を適切に実施するため、専任の担当者を置く。
 - 五 虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に迅速に通報し、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力する。
4. 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するための体制を整備する。
 - 一 事故対策委員会を設置し、定期的に開催する。
 - 二 事故発生の防止のための指針を整備する。

- 三 事故が発生した場合又は事故に至る危険性がある事態が生じた場合には、保険者の「事故発生時の報告取扱い基準」に伴い、報告をする。
 - 四 サービス提供時に事故が発生した場合は、利用者に対し必要な措置を行う。
 - 五 事故発生の防止のための職員に対する研修を年2回以上開催し、新規採用時には必ず事故発生の防止の研修も行う。
- ②当施設では、事故発生の防止のための指針の作成・委員会の開催・従業者に対する研修の実施及びこれらを適切に実施するために、所定の研修を受けた安全対策担当者を配置する。
- 一 安全対策担当者は、施設内において安全管理対策部門を設置し、事故の防止に係る指示や事故が生じた場合の対応について、適切に職員全員に行き渡るような体制を整備する。
- ③事故発生時に、施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。

(利用者に関する市町村への通知義務)

第11条 保険給付に係るものに関し、不正行為があった場合。

(保険給付のための証明書の交付)

第12条 保険給付を請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を、利用者に対して交付しなければならない。

(診療の方針)

第13条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。

1. 診療は、一般に医師として診療の必要があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断をもととし、診療を適切に行う。
2. 診療にあたっては、懇切丁寧を旨とし、療養上必要な事項は理解しやすいように指導を行う。
3. 診療にあたっては、常に医学の立場を堅持して、利用者等の心身の状態を観察し、老人の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができる適切な指導を行う。
4. 常に利用者等の病状及び心身の状態並びに日常生活及び家庭環境の的確な把握に努め、本人又はその家族に対し、適切な指導を行う。
5. 検査、投薬、注射、処置等は、利用者等の病状に照らし妥当適切に行う。

(必要な医療の提供が困難な場合の措置等)

第14条 施設の医師は、利用者の病状からみて当該施設において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、協力病院その他適当な病院若しくは診療所への収容のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療につい

て適切な措置を講じなければならない。

(機能訓練)

第 15 条 施設は、利用者等心身の諸機能の改善又は維持を図るため、計画的（利用者一人あたり週 2 回程度）に機能訓練を実施しなければならない。

2. 特に、目標を設定し、定期的に評価を行うことにより、効果的な機能訓練を行わなければならない。

(看護・介護)

第 16 条 看護及び介護は、利用者等の病状、心身の状態等に応じ適切に行うとともに、日常生活の充実に資するように行わなければならない。

2. 看護及び介護業務は、勤務時間割表に添って適切に実施されなければならない。

(短期入所療養介護計画の作成)

第 17 条 短期入所療養介護計画（または介護予防短期入所療養介護計画）は、居宅介護サービス計画の内容に沿って、施設の担当介護支援専門員が作成する。

2. その内容について利用者またはその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

(食事・排泄・レクリエーション等)

第 18 条 利用者等の食事は、栄養並びに利用者等の心身の状況・病状及び嗜好を考慮したものにするとともに、適切な時間に提供しなければならない。

2. 利用者等の食事は、できるだけ食堂で行われるよう努めなければならない。
3. 施設は 1 週間に 2 回以上利用者を入浴させ、又は清拭しなければならない。
4. 施設は、おむつをしなければならない利用者等のおむつを適切に取り替えなければならない。
5. 施設は、適宜利用者等のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

(衛生管理等)

第 19 条 利用者等の利用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行わなければならない。

2. 感染症が発生し又はまん延しないように、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
 - 一 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を定める。
 - 二 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（「感染対策委員会」という）を設置し、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、介護職員、管理栄養士、支援相談員により構成する。感染対策担当者を看護長とする。
 - 三 感染対策委員会は、利用者の状況など施設の状況に応じ、おおむね 3 月に 1 回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ隨時開催する。

- 四 感染対策委員会は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守する。
- 五 感染対策委員会は、感染症が発生し又はまん延しないように、職員全員に対して年2回以上の研修を行うとともに、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年2回以上）に行う。又新規採用時には必ず感染症予発生予防の研修も行う。
3. 調理業務職員の月1回以上の検便の実施
4. その他必要なこと

（職員の会議、研修）

- 第20条 管理者他、利用者に係るすべての職員は、定期的にケース会議を開き、職員の意思の統一や伝達及び利用者の正確な把握、問題点・課題に対する討議を行うことにより、利用者的心身機能の向上に努め、利用者及び家族が信頼できる施設運営をめざす。
2. 管理者他すべての職員は、外部研修及び内部研修等に積極的に参加し、職務遂行能力の水準を維持し、向上させるよう努めなければならない。
3. 介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さないものについて、「認知症介護基礎研修」を受講させ、計画的に研修の機会を確保していく。

（利用料及びその他の費用）

- 第21条 短期入所療養介護を提供する場合の利用料については、次のとおりとする。
1. 保険給付の自己負担額は、所得に応じて介護報酬の告示上の額の1割又は2割又は3割の額とする。
 2. 居住費及び食費については、介護保険負担限度額の認定（第1段階から第3段階）を受けている利用者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。
 3. 2以外の第4段階の利用者の居住費及び食費は、別に定める重要事項説明書の料金表に基づき支払を受ける。
 4. 利用者の選定に基づく特別な療養室を提供した場合は、別に定める重要事項説明書の料金表に基づき支払を受ける。
 5. 日常生活において通常必要となる、利用者が負担すべき費用の、日用品費・教養娯楽費は、別に定める重要事項説明書の料金表に基づき支払を受ける。
 6. 以下のその他の利用料についても、料金表に基づく金額または実費相当額の支払を受ける。
 - (1)利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - (2)理美容代
 - (3)利用者個人が電気製品を使用した場合の電気代

（掲示）

第22条 施設は、当該介護老人保健施設の見やすい場所に、利用者の守るべき規律・職員の勤務体制・協力病院・協力歯科・利用料の明細等を掲示し周知させなければならない。

第5章 利用者の守るべき規律

(規律の遵守)

第23条 利用者は、施設内で次のことを守らなくてはならない。

1. 利用者等は、施設管理者・医師・支援相談員・看護職員・介護職員・理学療法士・作業療法士等の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めなければならない。
2. 利用者が外出又は外泊しようとするときは、施設に届け出なければならない。
3. 外来者は、利用者と面会する場合は、施設に届け出なければならない。
4. 利用者は、施設の清潔・整頓・その他の環境衛生保持のため、施設に協力しなければならない。
5. 利用者は、身上に関する重要な事項が生じたときは、速やかに施設管理者又は支援相談員に届けなければならない。

(施設内の禁止行為)

第24条 利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。

1. 宗教や習慣の違いなどで他人を排撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
2. 喧嘩もしくは口論したり、泥酔するなど他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
3. 施設敷地内の喫煙。
4. 故意に施設もしくは物品を破損したり、施設外に持ち出すこと。
5. 金銭又は物品によって、賭け事をすること。
6. 施設内の秩序を乱したり、安全衛生を害すること。
7. 無断で備品の位置を変えたり、形状を変えること。

第6章 非常災害対策

(防火管理者)

第25条 施設管理者は、自然災害・火災・その他の防災対策について防火管理者を指名し、施設にあった消防計画をたてる。

2. 消防計画に沿って防災訓練と設備の改善を図り、利用者の安全に対して万全を期さなければならない。

(避難訓練)

第26条 施設管理者及び防火管理者は、消防計画に従って、全職員に非常災害対策の教育

を徹底する。

2. 施設は、消火、通報訓練及び避難訓練をそれぞれ年2回以上実施する。またそのうち1回は、夜間もしくは夜間を想定した訓練を実施する。
3. 非常災害対策（地震等）の訓練は、地域の合同の訓練に参加して日頃より地域の住民との連携を強めておく。

（非常食）

第27条 非常時の非常食備蓄は、3日分の食料を安全な場所に保管しておく。非常食の内容は別に防災計画に定める。

（事業継続計画）

第28条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護老人保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための事業継続計画（B C P）を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2. 施設職員に対し、事業継続計画について周知するとともに、以下の教育及び訓練を実施する。
 - イ 感染症や非常災害に対して研修を年に2回以上実施する。
 - ロ 感染症や非常災害に対して訓練を年2回以上（内1回は夜間を想定した訓練）を実施する。
 - ハ 利用者を含めた総合避難訓練を年1回以上実施する。
3. 事業継続計画に規定する避難、救出その他の訓練の実施に当たっては、地域との密接な連携体制を確保する。
 - 一 できるだけ地域住民の参加が得られるようにし、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努める。
 - 二 訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとなるように努める。
4. その他必要な感染症対策や災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

第7章 その他施設の管理に関する事項

（市町村との連携）

第29条 施設は、その運営にあたっては、市町村との連携に努めなければならない。

（協力病院）

第30条 施設は、利用者等の病状の急変等に対応するため、あらかじめ協力病院及び協力歯科医療機関を定めておかなくてはならない。

（記録の整理）

第31条 施設は、短期入所療養介護に関する記録・市町村への通知に係る記録を整備して

おかなければならない。

(運営規定等の閲覧)

第32条 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示するか、又は重要事項を記載したファイル等を介護サービスの入所申込者、利用者又はその家族が自由に閲覧できるように、施設内に備え付けるとともに、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、ウェブサイトに掲載する。

2. 介護保健施設サービスに関する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人社団英世会の役員会において定めるものとする。

(記録の保管期間)

第33条 基準省令第 38 条第 2 項により、介護老人保健施設が同項各号に規定する記録を整備し、個々の利用者につき、契約終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日から 2 年間保存する。診療録については、医師法第 24 条第 2 項の規定により、5 年間保存する。

付則

この規定は、平成 12 年 8 月 1 日から施行する。

平成 15 年 11 月 18 日付変更。

平成 16 年 6 月 4 日付変更。

平成 17 年 8 月 1 日付変更。

平成 21 年 4 月 1 日付変更

平成 22 年 1 月 1 日付で以下の内容を変更し、同日から施行する。

- ① (定員) (定員の厳守) を (定員・定員の遵守) とする。
- ② (入退所) を (退所) とし、内容を一部変更。
- ③ (受給資格等の確認) の内容を一部変更。
- ④ (介護保健施設サービスの取扱方針) を (短期入所療養介護の取扱方針) とし、内容を一部変更。
- ⑤ (施設サービス計画の作成) を (短期入所療養介護計画の作成) とし、内容を一部変更。
- ⑥ (職員の会議、研修) の内容を一部変更。
- ⑦ (アフターケア) 並びに (介護老人保健施設デイケア) を削除。
- ⑧ (利用料) の項目を (利用料及びその他の費用) とし、内容を一部変更。
- ⑨ (記録の整理) の内容を一部変更。
- ⑩ 「入所者」を「利用者」に全て変更。

平成 22 年 7 月 5 日付で法人名を変更し、同日から施行する。

平成 25 年 4 月 1 日付で調剤業務を委託し、同日から施行する。

平成 27 年 8 月 1 日付で介護保険制度改定のため、自己負担割合が 1 割又は 2 割となり、同日から施行する。

平成 30 年 8 月 1 日付で介護保険制度改定のため、自己負担割合が 1 割又は 2 割又は 3 割

となり、同日から施行する。

令和元年7月1日付で「改正健康増進法」並びに東京都条例に基づき、第24条3を変更し、
同日から施行する。

令和3年4月1日付けで令和3年度介護報酬改定に伴い、以下の変更をした。

第2条 2・5・6を追加

第10条 3（虐待防止のための措置に関する事項）・4（事故発生の防止及び発生時の対応並びに安全対策）を追加

第19条 2（感染症対策委員会の活動、並びに事業継続計画作成）追加 2(1)衛生知識の普及指導・生活習慣の確立・(2)月1回の消毒、定期的大掃除を削除

第20条 2（認知症介護基礎研修）について追加

第28条（事業継続計画）を追加し、事業継続計画作成、地域住民の参加について追加。

第28条を第29条、第29条を第30条、第30条を第31条とする。

第32条（運営規程等の閲覧）追加

第32条（記録の保管期間）追加

令和6年4月1日付

令和6年度介護報酬改定等に伴い、以下の変更をした。

第32条（運営規定等の閲覧）にインターネット上の閲覧掲載を追加